二

| | |
|---|---|
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条1） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三条 |
| 概要 | 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。 |

| | |
|---|---|
| 分野 | 熱供給業 |
| 小分野 | |
| 産業分類 | JSIC　三五一一　熱供給業 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条1） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条<br>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 |
| 概要 | 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 |

三

| | |
|---|---|
| 分野 | 情報通信業 |
| 小分野 | 電気通信業 |
| 産業分類 | JSIC　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等<br>JSIC　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）<br>JSIC　三七二二　電気通信に附帯するサービス業 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条1） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 特定措置の履行要求の禁止（第五条） |
| 概要 | 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条<br>1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。<br>(a)　日本国の国籍を有しない者<br>(b)　外国政府又はその代表者<br>(c)　外国の法人又は団体<br>2　日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。 |

四

| | |
|---|---|
| 分野 | 情報通信業 |
| 小分野 | 電気通信業及びインターネット附随サービス業 |
| 産業分類 | JSIC　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）<br>JSIC　三七一二　長距離電気通信業<br>JSIC　三七一九　その他の固定電気通信業<br>JSIC　三七二一　移動電気通信業<br>JSIC　四〇一　インターネット附随サービス業<br>注　JSIC三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条1） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条<br>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 |
| 概要 | 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット附随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 |

五

| | |
|---|---|
| 分野 | 製造業 |
| 小分野 | 医薬品製造業 |
| 産業分類 | JSIC　一六五三　生物学的製剤製造業 |

| | |
|---|---|
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条1） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条<br>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 |
| 概要 | 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。 |

六

| | |
|---|---|
| 分野 | 製造業 |
| 小分野 | 皮革及び皮革製品製造業 |
| 産業分類 | JSIC　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業<br>JSIC　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業<br>JSIC　一九一二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業<br>JSIC　二〇一一　なめし革製造業<br>JSIC　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。）<br>JSIC　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業<br>JSIC　二〇四一　革製履物製造業<br>JSIC　二〇五一　革製手袋製造業<br>JSIC　二〇六一　かばん製造業<br>JSIC　二〇七一　袋物製造業<br>JSIC　二〇八一　毛皮製造業<br>JSIC　二〇九九　その他のなめし革製品製造業<br>JSIC　三二五三　運動用具製造業<br>注1　JSIC一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。<br>注2　JSIC一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条1） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条<br>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 |
| 概要 | 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 |

七

| | |
|---|---|
| 分野 | 船舶の国籍に関する事項 |
| 小分野 | |
| 産業分類 | |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条1）<br>特定措置の履行要求の禁止（第五条） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 |
| 概要 | 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。 |

八

| | |
|---|---|
| 分野 | 鉱業 |
| 小分野 | |
| 産業分類 | JSIC　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業 |
| 留保の種類 | 内国民待遇（第二条1） |
| 政府の段階 | 中央政府 |
| 措置 | 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 |
| 概要 | 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。 |